

妊活LINEサポート業務委託プロポーザル実施要領

1 業務の目的

妊活に取り組む（取り組もうとする）市民の様々な不安や悩みに寄り添い、より適切な妊活に取り組めるよう、LINEを使用して、妊活や不妊に関する情報提供や個別相談等を実施する。

2 業務の概要

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| (1) 名称 | 妊活LINEサポート業務委託 |
| (2) 内容 | 別紙「妊活LINEサポート業務企画提案仕様書」のとおり |
| (3) 委託期間 | 令和5年6月下旬から令和6年3月31日まで |
| (4) 提案限度額 | ¥1,210,000円（消費税及び地方消費税を含む） |

3 プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

価格のみによる競争では、目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する業者からの提案を受け評価し、受託候補者を選定するため。

4 プロポーザル方式及びその理由

実績を有する広く提案を受ける必要があることから「公募型」とする。

5 業務スケジュール（予定）

- | | |
|-----------------|--------------|
| (1) 公募開始日 | 令和5年4月27日（木） |
| (2) 質問の締切日 | 令和5年5月8日（月） |
| (3) 質問に対する回答日 | 令和5年5月11日（木） |
| (4) 参加申込書受付締切日 | 令和5年5月11日（木） |
| (5) 参加資格確認結果通知日 | 令和5年5月16日（火） |
| (6) 提案書等の提出締切日 | 令和5年5月24日（水） |
| (7) プレゼンテーション | 令和5年5月30日（火） |
| (8) 審査結果通知 | 令和5年6月上旬 |
| (9) 契約締結 | 令和5年6月下旬 |
| (10) 運用開始 | 令和5年7月上旬 |

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり。

6 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (2) 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人、営業を許可されていない未成年者及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225条）に基づく再生手続開始の申し立て

をしている者でないこと。

- (4) 宮崎市税及び国税について滞納がないこと。
- (5) 法人等にあつては役員等（個人にあつてはその者）が宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (6) 参加申込書の提出期限から受託候補者の選定までの間に、宮崎市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 過去に、国や地方公共団体又はその他の公共団体で類似業務の実績があること。

7 参加申込の手続き

(1) 事務局（問い合わせ先）

〒880-0879 宮崎市宮崎駅東一丁目6-2
宮崎市役所子ども未来部親子保健課 担当：加世田
電話：0985-73-8200
FAX：0985-29-5208
Mail：10oyako@city.miyazaki.miyazaki.jp

(2) 提出書類

- ①参加申込書兼誓約書（様式第1号）
- ②納税確認同意書（様式第2号）（宮崎市税に滞納が無いことを確認するため）
- ③国税に滞納が無いことの証明（発行日から3か月以内、写し可）
- ④法人にあつては、履行事項全部証明書（発行日から3か月以内、写し可）
- ⑤暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書（様式第3号）
- ⑥契約実績を証明する書類（契約書写し等）

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）により、(1)の事務局あてに提出すること。

(4) 提出期限

- ①持参の場合 令和5年5月11日（木）（土曜、日曜及び祝日を除く。午後5時まで）
- ②郵送の場合 令和5年5月11日（木）必着

(5) 参加申込の結果通知

参加申込の結果について、令和5年5月16日（火）に通知する。

8 質問及び回答

(1) 質問

- ①質問方法 質問書（様式第4号）によりメールで送信
（必ず事務局へ送信した旨の連絡を行う）
- ②受付期間 令和5年4月27日（木）～令和5年5月8日（月）正午まで

(2) 回答

- ①回答方法 本市のホームページに掲載し、個別には回答しない。
- ②回答日 令和5年5月11日（木）まで

1.1 選定結果の通知・公表

選定結果は、選定作業終了後全ての提案事業者に書面で通知する。

また、選定結果通知日の翌営業日以降に、次の項目を本市のホームページに公表する。

- ・受託候補者の名称、点数
 - ・参加業者の名称（50音順）
 - ・受託候補者以外の点数（点数の高い順）
- （受託候補者以外の参加業者の名称と点数は関連付けない。）

1.2 契約に関する事項

(1) 契約の締結

受託候補者と宮崎市の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約締結にあたっては、受注者は宮崎市財務規則（平成元年規則第1号）第105条1項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第105条第1項各号に該当するときは免除できるものとする。

(3) その他

- ①委託料の支払い方法については、宮崎市と選定した事業者で協議を行い決定する。
- ②受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（様式5号）を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

1.3 その他

(1) 再委託の禁止について

受託者は、本委託業務の一部又は全部を第三者に再委託することができない。ただし、あらかじめ本委託業務の一部を再委託することについて、本市に書面による承諾を得た時はこの限りではない。

(2) 提出書類の取扱い

- ①提出された書類は、返却しない。
- ②提出された書類の訂正・差替えは認めない。ただし、市から指示があった場合は除く。
- ③提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、宮崎市情報公開条例に基づき対応する。
- ④提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(3) その他

- ①本プロポーザルに係る費用については、すべて参加業者の負担とする。
- ②参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する時は、参加辞退届（様式第5号）を提出すること。
- ③企画提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。
- ④参加業者が1社のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

附則

この要領は、令和5年4月26日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。

●問い合わせ先

〒880-0879 宮崎市宮崎駅東一丁目6-2
宮崎市役所子ども未来部親子保健課 担当：加世田
電話：0985-73-8200
FAX：0985-29-5208
Mail：10oyako@city.miyazaki.miyazaki.jp